

子どもの権利条約など詳しい内容はこちら

子どもの権利条約

こども基本法

東京都こども
基本条例

(公財)
日本ユニセフ協会
ホームページ

こども家庭庁
ホームページ

東京都
ホームページ

自分やお子さんのこと、子育てに関することなど
困ったとき・悩んだときの相談窓口

相談できるところ	電話番号	曜日・時間
子ども家庭課	03-5761-7990	月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く） 午前8時30分～午後5時
子ども家庭支援センター	03-5438-6606	月曜日～土曜日（年末年始、祝日除く） 午前9時～午後5時
多摩児童相談所	042-372-5600	月曜日～金曜日（年末年始、祝日除く） 午前9時～午後5時

条例制定のスケジュール



編集・発行
〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
TEL:03-3430-1111 (代表)
狛江市子ども家庭部子ども若者政策課企画政策係

みんなの「声」で狛江が変わる！

(仮称) 子ども条例を 一緒に作りましょう！

「子どもの権利」について知っていますか？
子どもの権利が守られ、一人ひとりが輝く社会となるよう
狛江市では(仮称) 子ども条例を制定します！
すべての子どもが幸せに暮らせるまちを目指して
一緒に条例をつくっていきませんか。
皆さん、ぜひご意見をお聴かせください！



(仮称) 子ども条例について詳しくはこちらへ

狛江市 (仮称) 子ども条例



(仮称) 子ども条例について詳しくはこちら
こまえ子育てねっと

狛江市



なぜ狛江市で条例を制定するの？

01

子どもの視点に立った施策の推進

「子どもの権利条約」に基づき、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

狛江市においても、重視すべき基本的な視点を規定し
子どもの視点に立った施策を、各分野においてさらに推進していきます。

02

市全体で子どもへの理解の促進・理念の共有

条例を制定することで、行政や関係機関だけでなく、市民を含めた市全体で
子どもへの理解と関心を深めるとともに、子どもたちが心も体も健やかに育つ
環境を整備し、条例の理念を共有、実践していきます。



「子どもの権利条約」とは？

世界中の全ての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約で
1989年に国連で採択されました。（日本は1994年に批准）
全ての子どもが大人と同様にひとりの人間としての人権を
認められており、また、子どもならではの権利も定められています。



知ろう！ 「子どもの権利条約」 4つの原則

「子どもの権利条約」の4つの原則は、令和5年4月に施行された
「こども基本法」にも取り入れられています。
子どもの権利を考える上で大切な原則となっています。

1

差別のないこと

全ての子どもはあらゆる差別を
受けない権利があります。



3

命を守られ 成長できること

大人は子どもの命が守られ、
子どもが学び、自分らしく成長
できるように手助けし、見守ります。



2

子どもにとって 最もよいこと

子どもに関することを決めるときは
「子どもにとって最もよいことは
なにか」を考えます。このとき大人は
子どもの意見をきかなければ
いけません。



4

子どもの意見の尊重

子どもは自分に關係のあることについて、自由に意見を言うことができます。大人は、子どもの「意見」と「行動（意見を言う）」を大切にします。

